

三木警察署だより ☎ 82-0110



クロスボウの所持が禁止されます



**●クロスボウの所持の禁止と所持許可制の導入**  
 クロスボウ(通称ボウガン)が使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、改正法の施行日(令和4年3月15日)以降、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウの所持が原則禁止され、許可制となります。不法所持には罰則(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)が科せられます。

**●クロスボウの無償引き取り**  
 不要なクロスボウについては、警察で引き取りますので、任意提出書に必要事項を記載の上(代理人の場合は委任状を添えて)、警察署の生活安全課で手続きをしてください。

**⚠️クロスボウの取得・所有には届出を**  
 兵庫県では、クロスボウを規制する条例が制定されているため、現在所持している方は県への届出が必要です。兵庫県地域安全課(☎078-362-3173)に連絡してください。

Q&A 消費生活相談

問(市)生活環境課

最近の相談から

高齢で一人暮らしをしていた母の遺品から大量のアクセサリと領収書などが出てきた。近くの店舗から大量のアクセサリを購入しており、2年間で2,500万円ほど支払っていた。詳細は不明だが、認知症があったので、冷静な判断が出来ずに購入してしまったのだと思う。販売店に返品・返金を申し出たが応じてもらえなかった。(50代女性)

高齢者が長期間に渡って、大量の商品を購入していたという相談が全国各地でも寄せられています。周囲の人が気付いたときには高額な支払いをした後で、返品や返金に至ることは少ないです。



【アドバイス】

このような被害を防ぐには、家族や周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけることが大切です。離れて暮らしている場合は、頻りに連絡を取り、帰省の際は不審な書面や、大量の商品に困っている様子がないかどうか確認するようにしましょう。

基本的に本人から相談していただきますが、家族や周囲の人が少しでも気になることがあれば、本人から詳しく話を聞き、早めに当センターへ相談してください。



**消費生活相談**  
**商品や契約に関する苦情や多重債務に関すること**  
 ▶日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時~正午、午後0時45分~4時  
 ▶場所 市役所 2階消費生活センター

消防

年始火災特別警戒を実施

(市)消防署では、1月10日(月)まで年始火災特別警戒を実施します。  
 冬は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。今一度身の周りの火の元の点検を行ってください。  
 期間中は広報パトロールなどを行い、防火意識の高揚、火災予防の徹底を図り火災ゼロをめざします。  
 ご協力をお願いします。



消防

1月26日は文化財防火デー

「文化財防火デー」は昭和24年1月26日に法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことに基づいて制定されました。

これに伴い、(市)消防署では消防訓練を実施します。

歴史ある文化財を災害から守るため、地域全体で防災に対する意識を高めていきたいと思います。

▼日時 1月23日(日) 午前9時30分  
 ▼場所 如意山蓮花寺(口吉川町蓮花寺)



問(市)消防署 警防課  
 ☎ 89-0172

入札

入札参加資格審査申請(指名願)を受付  
 (インターネット申請に変わります)

市が令和4・5年度に発注する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等業務」の受注を希望する事業者の「入札参加資格審査申請(指名願)」を受け付けます。

同時に、「物品納入・役務提供等」の受注を希望する事業者で、昨年申請していなかった者の追加受付(令和4年度分)も行います。

今回からインターネットを利用した電子申請に変わります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

**募集**  
**書きそんじハガキ回収にご協力を**

「書きそんじハガキ」がありましたら、次の場所に設置している「書きそんじハガキ回収ボックス」に入れてください。

回収したハガキは三木市ユネスコ協会が換金し、アジアの国々の学校や子ども達の教育環境充実のために役立てられます。ご協力をお願いします。

▼受付期間 1月6日(木)~20日(木)  
 ▼受付した申請の有効期間 建設工事・令和4・5年度中(2年間)・測量・建設コンサルタント等業務：令和4・5年度中(2年間)  
 ・物品納入役務提供等：令和4年度中(1年間)  
 ▼申請方法 市ホームページにある入札参加者申請システムから申請してください。  
 問・申請(市)財政課 契約係  
 ホームページはこちら▶

